

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鍋島東土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和 4 年 7 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	井手 治之	佐賀市鍋島町大字鍋島683番地	令和 4 年 4 月 1 日